

藤井寺市、藤井寺市商工会及び四天王寺大学 との連携に関する協定書

藤井寺市、藤井寺市商工会及び四天王寺大学は、相互の発展のため連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、藤井寺市、藤井寺市商工会及び四天王寺大学(以下「三者」という。)が多様な分野で連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

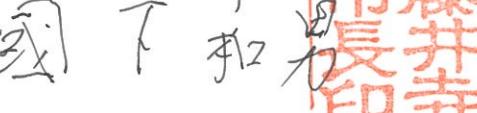
(連携・協力内容)

第2条 三者は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- (1) 産業の振興に関すること。
- (2) まちづくりに関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するため必要な分野に関すること。

(連絡調整窓口)

第3条 三者は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

藤井寺市長

藤井寺市長印

藤井寺市商工会会長

井戸 功


(協議事項)

第4条 三者は、協定に基づく連携・協力の具体的な内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

四天王寺大学学長

西田 祐介


(情報保護)

第5条 三者は、本協定に基づく連携・協力に当たり知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、三者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項、又は、本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、三者協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、署名の上、各自1通を保有する。

平成25年11月28日